附属資料

- ○史跡足尾銅山跡保存管理計画策定委員会設置要綱
- ○史跡足尾銅山跡保存管理計画策定委員会委員名簿
- ○関係法令等
- ○参考文献

○史跡足尾銅山跡保存管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 史跡足尾銅山跡に係る保存及び活用の方策を検討し、史跡足尾銅山跡保存管理計画(以下「保存管理計画」という。)を策定するため、保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 史跡足尾銅山跡の保存管理に関すること。
 - (2) 史跡足尾銅山跡の公開活用に関すること。
 - (3) 保存管理計画の策定に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保存管理計画に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから日光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
 - (1) 学識経験及び専門知識を有する者
 - (2) 関係機関、関係団体及び史跡の所有者から推薦を受けた者
 - (3) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

○史跡足尾銅山跡保存管理計画策定委員会委員名簿

委 員

氏 名	職名	備 考
永 井 護	宇都宮大学名誉教授	第1号委員
小 風 秀 雅	お茶の水女子大学大学院教授	第1号委員 委員長
河 東 義 之	小山工業高等専門学校名誉教授	第1号委員 副委員長
木 村 勉	長岡造形大学 建築・環境デザイン学科教授	第1号委員
中 山 俊 介	東京文化財研究所 保存修復科学センター近代文化遺 産研究室長	第1号委員
清水憲一	九州国際大学経済学部特任教授	第1号委員
池部清彦	史跡の所有者(古河機械金属株式会社監事・環境保安 管理部長)	第2号委員
久 能 正 之	" (古河機械金属株式会社足尾事業所長)	第2号委員
樺澤豊	" (わたらせ渓谷鐵道株式会社社長)	第2号委員
中 川 光 熹	日光市文化財保護審議会会長	第 3 号委員
坂 下 一 樹 (平成 26 年度) 安 西 義 治 (平成 27 年度)	日光市役所足尾総合支所長	第 3 号委員

助言者

氏 名	職名	備考
佐 藤 正 知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	
青 木 達 也	宇都宮大学工学部技術専門職員	
杉 浦 豊 彦 (平成 26 年度) 羽 瀬 修 (平成 27 年度)	栃木県教育委員会事務局 文化財課世界遺産登録推進室長	
小 林 孝 明	栃木県教育委員会事務局 文化財課世界遺産登録推進室課長補佐	
武川夏樹	栃木県教育委員会事務局 文化財課世界遺産登録推進室主査	

策定委員会事務局 (日光市教育委員会)

氏 名	職名	備考
菊 地 美 榮	教育次長	
長修(平成26年度)	文化財課長	
新部 千代子 (平成 27 年度)	文 化射 硃 交	
鈴 木 泰 浩	文化財課主幹	
上原晃	文化財課世界遺産登録推進室長	
手 島 雅 之	文化財課世界遺産登録推進室副主幹	

○関係法令等

鉱山保安法 (抜粋)

(昭和二十四年五月十六日法律第七十号)

最終改正:平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

(用語の定義)

- **第三条** この法律において「保安」とは、鉱業に関する 次に掲げる事項をいう。
 - 一 鉱山における人に対する危害の防止
 - 二 鉱物資源の保護
 - 三 鉱山の施設の保全
 - 四 鉱害の防止
- 2 前項第一号の鉱山における人に対する危害の防止に は、衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。

第二章 保安

(施設の維持)

第十二条 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設を経済産業省令で

定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(保安規程)

- 第十九条 鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、鉱山の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、経済産業省令の定めるところにより、保安規程を定め、遅滞なく、これを経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 鉱業権者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、 変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
- **3** 鉱業権者は、保安規程を定め、又は変更するに当たっては、前条の規定による調査の結果を踏まえて行わなければならない。
- 4 鉱業権者が保安規程を定め、又は変更するには、第 二十八条の規定による保安委員会の議に付さなければ ならない。

鉱山保安法施行規則

(平成十六年九月二十七日経済産業省令第九十六号)

最終改正:平成二六年六月二四日経済産業省令第三二号

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、鉱山保安法施行規則を 次のように定める。

第二章 鉱業権者が講ずべき措置及び鉱山労働者が 守るべき事項

(坑水又は廃水の処理等)

- 第十九条 法第八条の規定に基づき、坑水又は廃水の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。
 - 一 坑道の坑口の閉そく、坑水又は廃水の処理施設(以下「坑廃水処理施設」という。)の設置その他の坑水 又は廃水による鉱害を防止するための措置を講ずる こと。
 - 二 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号) 第二条第一項に規定する公共用水域(以下単に「公 共用水域」という。)又は海域に排出する坑水又は廃 水は、同法第三条第一項又は第三項の排水基準(第

九号において単に「排水基準」という。) に適合する こと。

- 三 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二条の環境大臣が定める方法により前号の坑水又は廃水の水質を測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。
- 四 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第三条第二項に規定する指定地域において、同法第七条第一項に規定する湖沼特定施設に該当する施設を設置する鉱山等であって同項の政令で定める規模以上のもの(以下「湖沼特定坑廃水鉱山等」という。)から公共用水域に排出する坑水又は廃水は、同項の規制基準に適合すること。
- 五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定 地域及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項 に規定する総量削減指定地域又は瀬戸内海環境保全 特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第 一項に規定する区域において、水質汚濁防止法第二 条第二項に規定する特定施設に該当する施設を設置 する鉱山等であって同法第四条の五第一項の環境省 令で定める規模以上のもの(以下「特定坑廃水鉱山 等」という。)から公共用水域に排出する坑水又は廃

水に係る同法第四条の二第一項及び湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する汚濁負荷量は、 それぞれ水質汚濁防止法第四条の五第一項若しくは 第二項又は瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の 三第二項の基準に適合すること。

- 六 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号。以下「水道水源法」という。)第二条第六項に規定する特定施設等に該当する施設を設置する鉱山等であって同項の政令で定める規模以上のものから水道水源法第四条第一項に規定する指定地域内の水道水源水域に排出する坑水又は廃水は、水道水源法第九条第一項の特定排水基準に適合すること。
- 七 水質汚濁防止法第二条第八項に規定する有害物質 使用特定施設に該当する施設(以下「有害物質使用 特定施設」という。)を設置する鉱山等から地下に浸 透する水であって有害物質使用特定施設に係る坑水 又は廃水(これを処理したものを含む。)を含むもの は、同法第八条の環境省令で定める要件に該当しな いこと。
- 八 有害物質使用特定施設(当該有害物質使用特定施設に係る鉱山等から水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水を浸透させる場合を除く。) 又は同法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設(以下「有害物質貯蔵指定施設」という。)に該当する施設については、同法第十二条の四の環境省令で定める基準に適合すること。
- 九 坑水又は廃水が浸透する土壌(事業活動その他の 人の活動に伴って汚染された土地に限り、法第十七 条第一項に規定する集積場等、別表第二の第二十一 号、第二十二号、第二十七号及び第二十八号に規定 する施設の鉱業廃棄物及び沈殿のための施設に沈殿 しているものを除く。第四十六条第一項の表におい て同じ。)については、土壌汚染対策法(平成十四年 法律第五十三号)第六条第一項第一号の環境省令で 定める基準に適合すること。
- 十 坑水若しくは廃水の発生施設又は処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき又は第七号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。
- 十一 鉱業上使用する施設の破損その他の事故(前号に規定するものを除く。)が発生し、水質汚濁防止法 第二条第二項第一号に規定する物質(第四十六条第 一項の表において「有害物質」という。)若しくは同 法第二条第四項に規定する物質(第四十六条第一項 の表において「指定物質」という。)を含む坑水若し くは廃水の排出若しくは地下への浸透又は油の排出 (第二十四条第四号ただし書及び第六号に規定する

ものを除く。) 若しくは地下への浸透による鉱害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

十二 金属鉱山等の鉱業権者が特別措置法第二条第五項に規定する使用済特定施設について第一号の規定により講ずべき措置については、特別措置法第五条第一項の規定に基づき産業保安監督部長に届け出た鉱害防止事業計画(同項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)に従い行うこと。

第五章 鉱山の現況調査及び保安規程

(保安規程)

- 第四十条 法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安 規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項 とする。
 - 一 保安管理体制
 - イ 保安管理体制の構成
 - ロ 保安管理体制を構成する者のそれぞれの職務の 範囲 (請負を含む。)
 - 二 法第二十八条に規定する保安委員会(法第三十一 条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があった 場合を除く。)
 - イ 委員の選任方法
 - ロ 開催頻度
 - ハ 審議結果の記録に関する事項
 - 三 鉱山労働者代表(法第三十一条第一項に規定する 鉱山労働者代表の届出があった場合に限る。)
 - イ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第十九条第四項の規定による鉱山労働者代表の意見の聴取結果の記録に関する事項
 - ロ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十条の規定による鉱山労働者代表への通知結果の記録に関する事項
 - ハ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十一条の規定による鉱山労働者代表との協議結果の記録に関する事項
 - 四 保安を推進するための活動
 - イ 保安を推進するための活動の実施体制及び内容
 - ロ 保安を推進するための活動の記録に関する事項
 - 五 法第十条第一項及び第二項に規定する保安教育
 - イ 教育の対象者、程度及び方法
 - ロ 再教育の程度及び方法
 - ハ 教育の記録に関する事項
 - 六 災害時の対応
 - イ 連絡体制
 - ロ 退避の方法
 - ハ 罹災者の救護方法
 - ニ 退避及び救護の訓練の実施方法
 - ホ 災害の発生に備えるための各作業場又は施設に

おける措置

- 七 第三条から第二十二条まで、第二十四条(次号に 掲げる事項を除く。)、第二十五条、第二十六条及び 第二十九条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に ついて、それを実施するための方法、体制、必要と なる教育及び訓練その他の具体的な事項
- 八 海洋施設における油又は有害液体物質の処理
 - イ 油又は有害液体物質の処理方法
 - ロ 大量の油又は有害液体物質の海洋への排出があったとき又は排出のおそれが生じたときの措置であって、次に掲げる事項
 - (1) 報告を行うべき場合、報告すべき内容、報告先その他報告に係る遵守すべき手続
 - (2) 防除措置の内容及びこれを講ずるために必要な組織、器材等
 - (3) 防除措置を講ずるため、当該鉱山にいる者その他の者が直ちにとるべき措置
 - (4) 防除措置を講ずるため、当該鉱山における措置 に関する関係機関等との調整に係る手続及び当 該鉱山における連絡先
 - ハ 油又は有害液体物質の海洋への排出に係る記録 に関する事項
- 九 研修及び見学

- イ 実務研修(研修生に鉱山の施設を使用させ、及び坑道の掘削その他の作業に従事させることにより技術、技能又は知識を修得させる研修をいう。 以下同じ。)中の保安確保に関する事項
- ロ 実務研修を受ける者の教育に関する事項
- ハ 実務研修の内容に関する事項
- ニ 見学者に対する保安確保に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。)に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容
- 十一 保安を確保するための措置の評価方法
 - イ 現況調査を実施する体制
 - ロ 措置の実施状況を確認する体制及びその時期
 - ハ 措置の内容を評価する体制及びその時期
 - ニ ロの確認結果又はハの評価結果の記録に関する 事項
- 十二 前号の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関する事項
- 2 保安規程の経済産業大臣への届出は、産業保安監督 部長を経由して行うことができる。

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める 省令

(平成十六年九月二十七日経済産業省令第九十七号)

最終改正:平成二五年五月二一日経済産業省令第二八号

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十一条第 一項及び第十二条の規定に基づき、鉱業上使用する工作 物等の技術基準を定める省令を次のように定める。

第三章 鉱山等に設置される施設の技術基準 第一節 通則

(共通の技術基準)

- 第三条 鉱山施設に共通する技術基準は、次のとおりとする。
 - 一 鉱山労働者の安全を確保するため、手すり、さく 囲、被覆、安全な通路その他の必要な保安設備が設 けられていること。

- 二 鉱山労働者の注意を喚起するため、標識その他の 必要な表示が設けられていること。
- 三 粉じんの飛散を防止するため、散水、集じん機の 設置、装置の密閉その他の適切な措置が講じられて いること。
- 四 火災を防止するため、消火栓、消火器、消火用砂 その他の消火設備が適切に設けられていること。
- 五 鉱山労働者が作業を安全に行うため、就業する場所は、必要な照度を確保できる照明設備の設置その他の適切な措置が講じられていること。
- 六 緊急時に迅速な通信を確保するため、電話の設置 その他の適切な措置が講じられていること。
- 七 廃止又は休止した施設に起因する危害及び鉱害を 防止するため、廃止又は休止した施設は、立入禁止 区域の設定、さく囲及び標識の設置、坑口の閉そく その他の適切な措置が講じられていること。

○参考文献

- · 日光市教育委員会『日光市文化財調査報告書第1集 足尾銅山跡調査報告書』2008
- ・日光市教育委員会『日光市文化財調査報告書第2集 足尾銅山跡調査報告書2』2010
- ・日光市教育委員会『日光市文化財調査報告書第3集 足尾銅山跡調査報告書3』2011
- ・日光市教育委員会『日光市文化財調査報告書第5集 足尾銅山跡調査報告書4』2012
- ・日光市教育委員会『日光市文化財調査報告書第6集 足尾銅山跡総合調査報告書(上巻)』2013
- ・日光市教育委員会『日光市文化財調査報告書第7集 足尾銅山跡調査報告書5』2014
- ・日光市教育委員会『日光市文化財調査報告書第8集 足尾銅山跡総合調査報告書(下巻)』2015
- ・日光市『日光市統計書』(平成20年度版(2008)~平成26年度版(2014))

史跡足尾銅山跡

通洞坑 宇都野火薬庫跡 本山坑 本山動力所跡 本山製錬所跡 本山鉱山神社跡 保存活用計画

発 行 日 平成28年3月31日

編集·発行 日光市教育委員会

₹321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL 0288-30-1861

編集協力 株式会社文化財保存計画協会